

農業用ため池を所有・管理している皆様へ

令和元年7月1日より

# 農業用「ため池」の 届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しました。これにより、決壊による災害を防止するため、「**農業用ため池の管理及び保全に関する法律**」が制定されました。

**農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池の情報を北海道に届け出ることが義務づけられました。**

ため池をお持ちの方（所有者）  
又は、お使いの方（管理者）



北海道（上川総合振興局）

## ●届出が必要となるため池

農業に利用している「ため池」

※ 現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、利用可能な状態にある施設は含まれます。

## ●届出

①令和元年7月1日（法律の施行日）以前に築造されたもの

届出には期限があります（法律施行日から6ヶ月以内）

②上記以外の場合は、その都度（築造、取り壊しなど）届出してください

**ため池をお持ちの方（所有者）、お使いの方（管理者）は、ご連絡ください。**

【問い合わせ先】

北海道上川総合振興局 産業振興部調整課指導企画係

電話：0166-46-5967(直通) FAX：0166-46-5214

## 農業用ため池とは？

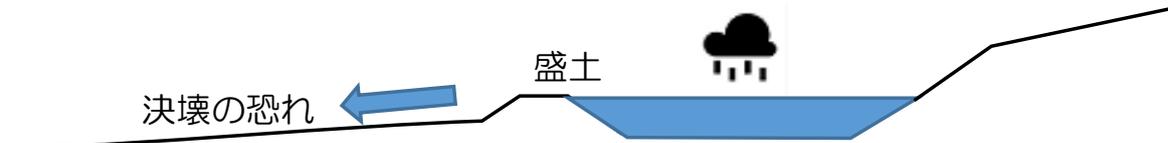
※ここでいう農業用ため池とは、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の適用を受けるもの

- ◆ 農業用ため池とは、人工的に作られた施設としての「堤体」及び「取水設備」で構成されたもの
- ◆ 人工的に築造した施設であり、決壊するおそれのあるもの
- 届出が必要なため池

○盛土で築造され、決壊するおそれがあるもの

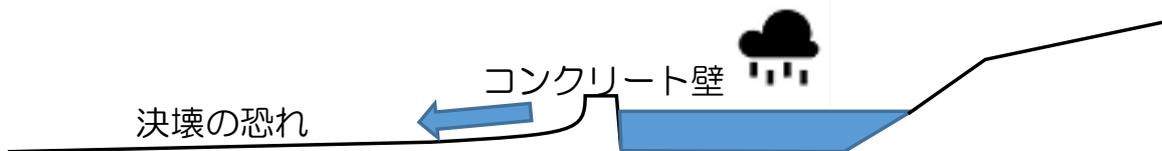
※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。

（例えば、堀込の温水ため池の下流側が盛土の場合 等）



○コンクリート壁等で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 壁が、ため池の一部の場合でも対象となります。



- 届出が不要なため池

○掘り込んで築造され、盛土はなく、決壊するおそれがないもの

※ ため池があふれても、周辺が浸水するだけ



※ 農業用ため池の判断に迷った場合は、  
上川総合振興局産業振興部調整課（0166-46-5967（直通））までお問い合わせください。